

「野村 SMA (エグゼクティブ・ラップ) 投資一任契約書」の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

さて早速ではございますが、本年4月1日より「野村 SMA (エグゼクティブ・ラップ) 投資一任契約書」を改定いたしますので、ご案内申し上げます。

2026年4月1日改定

(下線部変更)

新	旧
<p>第6条 (投資の方法及び取引の種類)</p> <p>1.~6. (省略)</p> <p>7. 個別運用商品の名称及び主な投資対象は、当社が別に定める野村 SMA 個別運用商品一覧のとおりとします。なお、運用資産の全てが当社関係会社である野村アセットマネジメント株式会社の設定する投資信託となることがあります。また、当社関係会社が設定する投資信託を売買した場合でも、一般社団法人 <u>資産運用業協会</u>の規則が定める「事後速やか開示」は不要なものとして取り扱います。この取扱いは、原則として変更いたしません。</p> <p>第16条 (投資判断を行う部署)</p> <p>この契約に基づく投資判断を行う部署は、次のとおりとします。 投資顧問管理部</p> <p>野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第142号 所在地： 東京都中央区日本橋一丁目13番1号 電話番号： 03-3211-1811 (商品企画部、投資顧問管理部)</p>	<p>第6条 (投資の方法及び取引の種類)</p> <p>1.~6. (省略)</p> <p>7. 個別運用商品の名称及び主な投資対象は、当社が別に定める野村 SMA 個別運用商品一覧のとおりとします。なお、運用資産の全てが当社関係会社である野村アセットマネジメント株式会社の設定する投資信託となることがあります。また、当社関係会社が設定する投資信託を売買した場合でも、一般社団法人 <u>日本投資顧問業協会</u>の規則が定める「事後速やか開示」は不要なものとして取り扱います。この取扱いは、原則として変更いたしません。</p> <p>第16条 (投資判断を行う部署)</p> <p>この契約に基づく投資判断を行う部署は、次のとおりとします。 投資顧問管理室</p> <p>野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第142号 所在地： 東京都中央区日本橋一丁目13番1号 電話番号： 03-3211-1811 (商品企画部、投資顧問管理室)</p>

以上